

## 生活環境指導員制度の見直しについて（報告）

市民環境経済部環境課  
きれいなまちづくり班

生活環境指導員制度は、市内各地域における廃棄物の排出方法及び不法投棄の現状を的確に把握することを目的に平成7年度から開始した制度で、開始から24年が経過しています。制度開始時に比べてごみ集積所利用者のマナーの向上と分別誤りの減少などにより、ごみ集積所の清潔が保たれてきていることなどを踏まえ、生活環境指導員の負担軽減や地域の自主的な管理運営を促進するため、令和3年度より以下のとおり見直すことにしました。

### 1 生活環境指導員の業務内容の見直しについて

#### ①集積所の見回りについて

各担当地区内にあるごみ集積所の見回りを週1回程度を目安にお願いしていましたが、適宜（目安として月1～2回程度）の見回りとしました。

#### ②違反ごみがあった場合の「排出指導シール」の貼付について

収集できない理由を「排出指導シール」に記入しごみ袋などに貼っていただけでおりましたが、今後は収集業者が回収時に「排出指導シール」を貼り付けますので、生活環境指導員においては貼付しないものとしました

#### ③違反ごみを排出者が引き取らない場合について

「排出指導シール」を貼り、注意を促しても排出者が引き取らない場合、ごみ集積所の利用者において分別・整理して次の収集日に出していただくこととしました。なお、悪質な違反ごみについては、環境課へ連絡していただくこととします。

#### ④集積所の美化推進について

集積所の清掃につきましては、ごみ集積所の利用者において行っていただくこととしました。

#### ⑤集積所の維持管理について

集積所の備品（集積所ボックスのふた、散乱防止ネット）が不足・破損した場合は、ごみ集積所利用者が環境課に連絡のうえ、必要な備品を受け取りに来ていただくこととしました。ただし、集積所ボックス本体の修繕及び交換につきましては、引き続き市で対応いたします。

#### ⑥排出指導表の提出について

環境課への提出を毎月1回から3か月に1回としました。なお、生活環境指導員では対応が困難な場合については、環境課へ電話連絡または来庁のうえその都度報告していただくこととしました。

⑦不法投棄観察表の提出について

環境課への提出を原則取りやめ、生活環境指導員では対応が困難な場合に、環境課へ電話連絡または来庁のうえその都度報告していただくこととしました。

⑧その他

生活環境指導員に支給する備品等は次のとおりとしました。

- ・腕章、クラッチバッグ（生活環境指導員同士で引き継いでください）
- ・ゴム手袋
- ・指定ごみ袋3種類  
(燃やすごみ袋、燃やさないごみ袋、プラスチック製容器包装類袋)

2 報酬（報償費）について

生活環境指導員に支給する報酬（報償費）につきましては、年額25,000円（税引前）としておりましたが、上記見直しに伴い、業務内容が縮少することを考慮したうえで、無報酬とすることとしました。

3 今後のスケジュール

- ・2月 現在の自治会長及び生活環境指導員へ説明  
新生活環境指導員の推薦依頼
- ・3月以降 新生活環境指導員へ説明